

適正取引推進講習会

入場
無料

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。
正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの会社は大丈夫??

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！
責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。
正しい知識獲得を目指しましょう！

2017年11月15日（水）

【講座①】下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】（13:30～15:00）

【講座②】下請代金支払遅延等防止法【実践コース】（15:10～16:40）

わかりやすく
解説します。

- 会場／今治商工会議所 3階 研修室（今治市旭町2-3-20）
- 時間／13:30～16:40（開場：13:00）
- 講師 専門の弁護士※現在調整中
- 主催：中小企業庁（適正取引推進講習会事務局）
<http://www.tekitori.org>
- 共催：今治商工会議所



今治商工会議所 中小企業振興部 宛
F A X 0 8 9 8 - 3 1 - 6 6 6 7

●申込方法

受講ご希望の方は、下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、①FAX、②郵送、③今治商工会議所 中小企業振興部（窓口）までお持ちいただく、のいずれかの方法でお申込ください。

適正取引推進講習会受講申込書

2017年11月15日(水)

下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】	13:30～15:00
下請代金支払遅延等防止法【実践コース】	15:10～16:40

会社名	ふりがな
受講者	ふりがな
部署・役職	
住所	〒 -
電話番号	() -
F A X	() -
E-mail	@

～ありがとうございました～ ※受講者は入れ替わりも可能です。

■会場

今治商工会議所 3階 研修室
 (今治市旭町2-3-20)

■お問合せ先

今治商工会議所 中小企業振興部
 T E L : 0898-23-3939
 F A X : 0898-31-6667

個人情報の保護について	本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内（パンフレット等の発送）および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。
-------------	--